紀伊國名所圖會

六之卷上

名草郡
那賀郡

内閣文庫
和書
類
八六六六號
二三冊
一七六函
一架

内閣文庫
番號 和 8666
冊數 23 (9)
函號 176 14

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

紀伊國名所圖會巻之六目録

観音ち
法船寺 鬼子母神
竈山神社
五瀬命矢柄と称す 玉八図
田福寺
中言神社 天満宮 八王子
中言神社
廃萬福ち
中言神社
児の淵
津田浦
大林寺
二ッ井泉
武内宿禰誕生井
藏橋ち
九頭神社
観福寺 毛馬堤
神宮寺 大師堂
大井ち
宇佐八幡宮 王子 天満宮
ひろ石 千光寺趾
伊勢両宮 若宮八幡宮 蛭子神
西田城趾
弁財天祠
乙法寺
天霧山
赤坂松
牛泉
千躰佛 五社明神
涅槃堂 大師堂
閑山行善上人廟
移火神社
宗祇法師舊宅趾
観音堂
八幸神社
相坂八幡宮 南 櫂の芝
仲船芝 艫の芝 扨子の芝
坂の浦
里の井泉
應供寺 観音堂
薬王寺 日紀水 矢玉社 月紀水 極楽橋 星紀水
白州山 神輿山
九頭明神 鳥井趾
ゆ泉ち 祖師堂 三室堂 七面堂 三十番神祠 鐘楼堂 星下りの梅 井泉
神宮寺
ち泉ち 大師堂
来福宮
神宮ち

松尾寺　宇賀弁西大明神　神宮寺　杉尾神社
亀池　邪鬼郷　上川　大師堂　盃石　亀の川
観王寺　大藏ち　法生寺　四丸大師ゆ　子安地蔵ゆ　影向の松
九品寺　金剛遍寺　夢不動堂　飛泉
國主神社　深剛　烏帽子岩　鞍掛岩　假面
薬師寺　神戸　諸井堰　大飯の神供
薙子塚　椎大明神　古社　礫石
法華寺　王子ゞ峯　惣楽ち　多羅乳女神社
蓮華八幡宮　子安神　松尾神　麻ち神　田村神　観音寺　白岩谷
亀池　冊生神社　天満宮　出雲神　御湯屋
藏王寺　箱ム　西山谷川　左刀洗の井
宮堀水　神輩　紐ゞ淵　石手

矢筈山普門院玩ち　神宮村にあり　本ゝる十一面観世音
菅相公の彫作　大師堂　の三十七ぢんの彫作　四国八十八ケ所とゝ
のゞくゝにまゝゝ　ゝゝさきのゝ

當ち八開基之遠ゝて詳ちゝ次天正の寇火に焼失せを再興せる今の
堂宇之内村ゝ菅原姓神前中務ゝの旧家あゝ今も歴然ゝて居宅門
前ゝ車寄ちゞもゝて易光の民屋と八大ゝ異ちゝ一構ちゝ

養心山法船寺　月村ゝ　法華宗　鬼子母神
日正山大雲院ち法ち　坂田村ゝあゝ天曜寺に屬に　本ゝる釋迦佛昭士千眼佛
大師堂　涅槃堂　臺樓堂　観音堂　上人廟
鎮守五社明神　門ちの山上　開山紀善上人廟
當山人皇五十一代平城天皇御ゝ　大同三年天公ゝ造ち　識

[illegible]人の開基にて、始め文立山浄土寺と号す。坂田郡[illegible]一小圓丘あり。[illegible]

と称し、大いに破壊し、殆んど基址をうしなへり。時に[illegible]

二年三月、当時の国司権中納言従三位兼行左兵衛督

菅原朝臣宗神卿、豊領に下向し、[illegible]

東西八町 南北十二町 水田 [illegible]

の[illegible]

位下三浦長門守平為春朝臣、文保元年[illegible]

冥福のために、当国郡郷貴賤荘上下村々に日並つ

のち[illegible]

[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

法寺
西播州合
由良雄
若山
眠洞
涅槃会や
猫の庫裏にも
大坂
千呂

天六山
文殊堂
八幡宮
薬師堂
観音堂
鳳凰
無人の茅場

之手死。爲男建而崩。故號其水門。謂男水門也。陵即在紀国之
竈山也。元
彦五瀬命とゝ奉らゝ天津日子波限建鸕鷀草葺不合
命の長男みゝ御母玉依毘賣命日向ゝ高千穂宮にゝ生産
まし所ゝ御弟四男ゆゝくゝ筑紫二に縮水命筑紫三を豊毛
沼命筑紫四を豊御毛沼命と名付てゝ下ゝ下ゝ御子ゝ
ましたゝまつる中ゝ御子ゝ又ゝ速ゝ天ゝ下ゝ治ゝ給ゝ堅彦
五瀬命ゝ申ゝ給ゝ長ゝ兄ゝ命ゝ又命ゝ崩ゝ給ゝ
彦五瀬命ゝ筑紫ゝ毛沼命ゝ高千穂宮にゝ相議ゝ申
ゝ東に行幸ま〻ゝ紀国竈山の足ゝ騰宮より出ゝ紀伊
の岡田の宮ゝ阿岐國に多祢理宮ゝ吉備の高嶋宮ゝ次第に
遷移まして十ゝ年ゝ東にすゝゆゝ速吸門ゝ入ゝ給ゝ
根津日子ゝ水先ゝ奉ゝ申ゝ浪ゝ路ゝ遠ゝ渡ゝ
始めて皇師とゝ立ゝ給ゝ舟楫とゝ立ゝ給ゝ五瀬命ゝ
矢ゝ傷ゝ給ゝ

孝ゝ天下ゝ平げ給ゝ浪速の碕ゝ進ゝ給ゝ
廻ゝて河内國白肩津ゝ着ゝ給ゝ長髓彦ゝ待ゝ受ゝ
美山の長髓彦ゝ指ゝ向ゝ給ゝ雷丘の矢ゝ起ゝて
孔舍衛坂ゝ撃ゝ給ゝ皇軍ゝ敗ゝ給ゝ
下立ゝ給ひ与ゝ五瀬ゝ撃ゝ給ゝ
地と墮ゝ給ゝ手ゝ負ゝ給ゝ悩ゝ給ゝ
いゝし日神の御子ゝ為ゝ給ゝ日ゝ向ゝ敵ゝ
ゆゝ上ゝ奴ゝ為ゝ給ゝ痛手負ゝ給ゝ
負ひゝ成ゝ給ゝ
ゝ血沼海ゝ入ゝ給ゝ手ゝ血ゝ洗ゝ給ゝ
海ゝ入ゝ給ゝ紀の國ゝ入ゝ給ゝ水門ゝ入ゝ給ゝ痛ゝ泳ゝ給ゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

九郎御曹司
矢疵を
ふせぐ
図

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]ひ[illegible]ん[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

とるゝ書紀の一書に伊弉冊尊生火産霊時為子所焦而
神退矣其具神退之時とゝ生水神罔象女及土神埴山
姫又生天吉葛とゝ天右目とゝ天左目とゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大ぶ注ぎ汚立ちまつ境内ふ清弼
勅宣帝脳よりて建てる慶の清願塔元應二年二月
廿二日大法會紀りの供養塔此在也
中言神社 吉原村の山の半腹にあり五ケ所の生土神にして例祭九月八日 祀神名草比古命名州比賣命
末社 八王子 天満宮 一の若宮 東三町
紀曰 大巳貴命六世孫豊御氣主命以紀伊國造
一男又曰 天の香語山命五世孫建斗米命以紀國造
中名草姫 妻云
名草比古の神名帳云従四位上名草比賣神書事
妻生
曾妹
支當社は名草一郡の地主の神にして紀氏の祖なり
中言の神社と建るは神社代もいまく幸こと共余村里に中
言神明と祠と称なるは神社遷し祀まり生茂の対境
も度たびく社頭も荒廃して若まりしう應仁
の乱より荒廃ヤ〳〵氏荘内の産子集令〳〵造建し
もいく前堂たりしが又去る十三年の冠火より罹りく亡滅し
今いにたくの十ぐつよりたりしん元亀年間の編る立外

宰府帖を祓の儀式末の古記あり其内笠掛射手の式と
いへり天治年中　禁庭にわかく笠掛を追物流行こと
まことにいはんや其始下野国左原野の古狐とうしゝ
らんとせし安房国の住人三浦介義純上総国住人上総介廣
常両人と　禁庭を穢し名を流すこと
あさましかりしことなり

宗祇法師閑居舊跡　日村西のほとりにあり宗祇の弟子居住田祇の墓
在田郡の南先生の住処なりしとぞ

宗祇法師傳

宗祇法師姓飯尾氏。紀州在田郡人也。少為律僧。好和歌。聞心敬之名。適洛陽。與俱經営斯道。師事東野州。受古今和歌集。以連歌著。連歌之來尚矣。獨及祇大興。海内風靡而崇尚。推為宗匠。天子始賜花下踊蓋意取其富於風雅。雖後有聞者皆裂祇以岐。已平生好寄猿萍浮四方。無定居。嘗上鹿山結一室。蹈種玉菴。突不黙而去。登金華之巔。西窮紫塞北踰越山之雪。足蹟徧天下之名山。文亀二年自信州之山東渉入間川。留滞鎌倉。還向駿河。七月晦死於亟。山之逆旅。其墓蓋在駿之桃園云。壽八十二歳。病革。猶尚與其徒賦連歌。若言若絶。不知魂氣之有所之矣。余聞祇愛聞香。美鬚髯。口不為髻行數里。賊復追及。欲得其髯。祇問其故。曰。以作拂子。贈諸市。祇帳然賦和歌曰。為我爾拂子耶者。免世加之塵。乃憂世遠損果。留來賊感悟悔謝。盡還所褫。且送出山中。備佗盗。卒得無害。是足以槩見其平生也。夫寄旅者非所安焉。彼何所循。而樂不去耶。汲汲世俗之償。毀瘠不已者。豈能知祇之心哉。祇真肥遯之士。連歌其士苴焉已

自然斎記る集千五百九十好事内に法師迎て四季折れ仏也と其百ケ一と出る

文亀二年八十二歳三月一日の後の夢おれ

年やそとあるかのいろの冷の法の
あるなれてうゝ袖れ雲きとうみうと
服相列春夜陸陸陸寒寺ろく
袖や雲ゝ紅ゝ山のやうゝ
山たうゝ雲をすそわろ秋田う郷
信列焼ゝ枝ゝ枝れ秋の服
あしれあしい恋れ恋れ
上房国文る隠恋うう
うゝまゝすゝ山やるのみ
列袖ゝくろゝ千るゝ
の世をしゝ
髪の様の国小陰ゝ
ほるれんよ葉ろ山そ秋ゝ

宗祇法師

近江国へくだり侍りし時
り川をこえてちかくうけきさ山路の郷
かゞのおもかげ山ちりへ所にて
冨士のまろ五月なかゆきのしろねかな
夕立の空中のくもみる
夕立の跡川水ちぢみすちまてる乃舟
かゞやきの御こゝろの跡すきまをそ
横戸の国にて
あさぎりの身内や千とせ本とくまに
佐中の国にて
まうしふく山のてる日のさかへかな
蔵州蔵敷にて
みりしやのたりし坂うをのえをうたて
用州の御かぐらに来栽かすゝみたるにて
池を泳木すくれ鶴のこやまうる
はうれくだりしに深川のおもうりにて
そめ川をしくれしつのしつくかな

中言神社 福野村にあり生玉神社を祭る九月十日

廣万福寺 同村にあり上古の堂舎の**井泉**湧出て深く清し 日照の旱にも渇る事なし 本尊古佛古像なり 紀文武日の作にして立像長二尺

両部山観音寺 同村にあり 浄土宗 本尊聖観世音 もとは氏神として年久しく今の中言神社は当寺へ本尊を勧請してとりおこなわれしのち其地の上に氏神を観世音を祀りやどりしも 個人の廣に懸れこのたまうさ地の傍に社をとゞむ

観音堂　近々三十三所観音の第十二番の霊場なり紀伊国名所図会

中言神社　名日村山の麓にあり村の生土神なり　津田浦　日村のうちなり海浜

九月九日の祭礼吉原村より勅使下る

ちかしかるに地形低しこの辺海潮

あらそひ一回日大地震しかるに日元弘元年七月三日大地震しかるに紀伊国千里の浜を干

汐にひかれ陸地となること二十余町なるに西の山麓崩れあり

八王子神社　仁井辺村にあり　例祭八月廿二日　祝

十六明神　午年　春二月山城国紀伊郡

日村　兒の湖田　日村　二ツ井　仁井辺の名あり　日村の

八幡宮　山の麓にあり　荘相坂村　紀神二座　応仁天皇　神功皇后　武内宿弥

当社八幡宮神主座本紀曰氣長足姫尊　神功皇后　従新羅

三韓の内新羅国より皇后既に三韓を征し還之十二月辛未生皇子誉田天皇

蚊田称名於巻田別皇子の祝事　明年二月皇后領群卿及百

寮後于穴門長門国豊浦宮従海路向京　忍熊王引軍返屯

於摂津時皇后闇忍熊王起師以待之令武内宿弥懐皇子

横出南海泊于紀水門則遷幸于江南御興行宮居之造情

出遊を興離宮河備柏原西岡に
移らん尚社八幡宮に日本最初の御田跡ありて當時皇后の鋤
首紀水門に泊なまし後日ありて遷幸ありしかども皇子ふと止
ありて蓋此地住ありしかども御着岸あり也
むかしこの地の名所旧跡
なその形をあらわす古信ふかし今の田畑の中ふのこと〳〵
其地に生ずるものなし
つくりのまゝ
東南に安備柏原ありて五所ぞう
上古宿称り御親族あり
こゝにまことに
江南八幡下宮
朝日神社
諏訪神社

中ぬ島
神楽殿
春日
八幡宮
井戸村

其二
願成寺
時政寺
大社宮
八幡宮
江南郡
門船芝
鱸の芝
櫂の芝
藏法寺
時政村
北条村
畠山高政墓

最上の石ぶべ〜又沖鎮座本記にも出行八幡宮の注する
より記るべかゝぐうぐひるたのちや此餘那賀那志
野村あり小竹宮の地ちろくくつまこと伊都郡より天の祝の舊
名あるまこと日ろ郡に園村八幡宮あるなる沖行宮の遷
跡ろ〜〜〜小竹の社ぐ墓の社もあるとこと後人ちまこを
かんぐくい幸甚ちゝん
例祭八月十五日ちろ神輿本宮ろ江南下の宮に御渡所
〜〜〜渡御あり其巖ちたる粉ひ地よちゝぐ〜〜〜巖〜
滝〜〜〜

長さ八寸位にて西国三十三所巡礼の十五番目の札所なり
まつりごとのまつりごとは世の変ゆるにしたがひて
寺院人王八十二代後白河帝の御宇文治元年菅原廣
元なる人の安徳帝御宇に挽き創たる所なり古へは
法隆山魏たりしを中古畠山が乱れし天正年中の兵火
かけ〳〵頽廢ふれすたりし其後僅の草庵に安置
と里老の伝説なり今は再営して安置
里の井泉　同村にあり当村小字自由にて行基菩薩敬
神社に堀なす清泉溢て流出ず
浦陀洛山應供寺　相模村にあり日蓮宗
上報恩寺
観音堂　大光普照観音像　西国三十三所巡礼の十四
番目なり
武内宿祢誕生井　柏原村にあり日蓮宗
佛と云へり

らんの山なる麦畑よりもいとかしこき
この吉野によりかかりて
上代の人の中に後世まで名のよく聞えし大臣に及ぶ
あまたの語傳へ真ふ上つの御代の初より仕奉りて忠
誠ふかく績たかく天平の勅にも君ふ事の忠なる人臣の
義を致し創く八氏の祖なる永く万代の孝を遺せり
人の〳〵なつて又今長らへ〳〵世に比べもなく〳〵ままで
名津宮天皇の大御歌にも那許曽波余紙那賀紙比登
波の長の人とよなせ嬢ひまさ大臣の御答歌にも乃礼許曽
波余紙那賀紙乃比登とよなりて世人に比べて論へ
と多ちなびこと其大略を挙ぐ〳〵名の義建こと美称へ
ると我ちう内〳〵味師内の内とつゝて其に居地ふなりて大
和國の名称にしたりし神名帳に名ある神社あり萬葉つ
に内乃大宮とよめるも此屋あり古事記に津宮段乃

大神欲令大臣の事と宣ふ然阿多氏より出たる書紀神代
巻の説も然よりあり 稱と古事記に山城内臣と記あり とうてふ人の
子孫の後に後世ふ名武内宿禰と内とを添くるもいと後世よ
竹内とうへ地名のあるより混じるなり多祁宇智郡 訓が
宇とあるまと古へ皇子称〻〻大兄〻〻近臣と称て
別兄と宿禰と別の義に〻〻たる〻〻近臣とたる〻〻
熟〻〻よびまつる名なると清浄御原宮世ふいうて八姓
を定めつる中に真人を月二を名に宿禰〻〻たまひ
より後人の名に稱禰と称ふ續紀慶雲四年の詔
に建内宿禰命とも久べ又古事記志かく宮殿より名大臣
とえ〻〻大臣てへ名のたちの系譜書紀景行御
巻に三年春二月惠寅ト幸于紀伊國將祭祀群神祇
而不吉乃車駕止之遣屋主忍男武雄心命 一云武猪心命 令祭

屋主忍男武雄心命 詣之居于阿備柏原而祭神祇
仍住九年。則奉紀直遠祖菟道彦之女影媛生武内宿
禰〻あるに古事記のたくに異なれども性〻他書に
よりて考るに書紀に同〻〻考へ天皇の曾孫孝
元忍信命の孫なりまと味師内宿禰と古事記に此の
大臣の兄〻〻とし書紀應神天皇の御巻に〻〻記
こへ来異母兄弟なりまと母の兄〻〻弟とたるよう
て次序とうあるこもあるべきまに行しも定なしと書紀
考〻〻に〻〻年紀○書紀成務御巻に初天皇與
武内宿禰日生〻〻とうくしも景行巻二年に父命紀
国を九年住りまるうち生るて〻あんべは大臣い景行の
御世の四年より十二年きまでの間〻〻生まとたまひるん
成務天皇〻日日に生まとたまひ大臣のまの 拠古事記
本兄宿禰〻日日よもるれたまひ混ぜ〻〻とあるり混ぜ〻〻べ

武内宿禰誕生井

東方朝ゑ

南紀熊野

和春

齒も

三百歳の

歳ゑ

李徑

武内宿禰誕生所

武内公

錫帝者尤眉壽三百。髮黛帝命。四方率服。韓人小朝帝怒於赫禰公佐焉海表重譯洋洋聲聞。在茲無數

縣周南

はに志賀宮景行天皇の殿をそなへて出雲の大臣をおうて訶
志比宮仲哀天皇輕嶋宮應神天皇を祭る津宮仁德天皇の殿をそなへ
ら書紀はに景行天皇の五十六年をそなへ是年遣
武内宿禰令察北陸及東方諸國之地形且百姓の消息ら
内五十一年に為棟梁之臣ら成務天皇二年に為大臣
ら仁德天皇の五十年まで五代ら仕ふ
計ら仁德大臣の壽たん三百歳内外也水徳こいとく内宴のたのそひあるに成務天皇のいまことにこと
景行天皇四年の生ら仁德天皇五十年まで二百八十九年ら成務天皇の時に
年を祭たまへもまつりぶ奉れば彩色の清淡ら
大臣の墓の〻〻ら山の其世に脇く七人ら〻しすべら帝王編年記に仁德天皇の
七十八年庚寅大臣武内宿禰薨年未詳一記曰景行天皇九年己亥生紀朝臣氏久
云武内大臣者六代帝為大臣也遂不知其死處一書云伐平東夷還時弥身若由
入於甲斐國也不知其死處者一書云入於美濃国不破山一書云還來大和国葛下郡

薨室破賀墓是也ら又水鏡はに仁德五十五年薨年二百八十云公卿補任
はに景行九年己卯生仁德七十八年庚寅薨年三百十二云愚管抄はに二百八十
考三月大臣武内宿禰ら国風土記とは日難波ら津宮浦天下五十五年
国風国法美郡ら倍山麓有神社也曰倍神社是武内宿禰ら霊也考武内宿禰平
東夷還入倍山之時不知所在ら神名式に国風国法美郡ら倍神社名神大
三井郡ら国編年記ら大臣の妻と為るとは
民部省図帳ら良玉垂命神社名神大ら大臣の妻と為るとは
木田郡ら彦為相撲とは良玉垂宮所祭玉垂命也天平年祀武内宿禰荒
年三百七歳とは文の序ら載はる謝在先ら五雜組ら武内
法人のうんぐはまに

諏訪神社 生土神社 八月十三日 祇神 建御名方命八坂刀賣命にして保安二丑年にはらめくはに法大師の御作にして先一尺二寸

松尾ら成福寺 旧村よあり 西山流大林寺

門前の松 軒端の松よあり 古木ら枝ら雨のごとく垂れ彩色ら如く

枝葉浸つく地面ら如く

次良左石塔 旧西よあり 此石の文字はの文字の如くに

八尾の郷の光寺の天上郷ら虹梁の彩色ら如く

養老山護國院観福寺

祝言寺

あらたなる老年中の年創にて此の寺は祝言寺と号す

薬勝寺村

村の西にあり十八年平安の御宇弘法大師

弘法大師

天長元年十月廿一日後太政大臣藤原朝臣緒嗣の子なり

天長元年十月廿七日勅使少納言平惟仲朝臣

八王子神社

日村にあり

猫淵山天平院薬王寺

日村にあり

日観水

日の西

星祝水

日の西

佛立寺日

此三ケ所の井泉ハ天長五年天下大ゝ旱魃し人民ハ弘法大師雨を乞ひ給ふに七日ハ日月星を表し給ふ人民大ゝ歓喜し給ふ

鎮守社　矢倉明神

極楽橋

晩秋過紀伊州薬王寺有感　紀齊名

紀伊州名草郡有一道場曰薬王寺幼長善薩若所建立也跡雖舊風物惟新前有日月星之水後有黄纈纈之林有草堂有茅屋有経蔵有鐘楼有茶園有薬圃白眉颯爾余是羈旅之卒午之走初尋寺次逢僧庭前俳徊燈下談話耳目所感聊記斯文云爾

日本霊異記曰

於武天皇の御宇に紀伊国名草郡桜村の物部麻呂塩春と云者薬王寺の樂料米を借りて酒とたくわへて妻る麻呂卒しく後一つの牡犢きたりて塔の下に伏寺の者怪しく追出せども又来りて伏してさらにいかん

者の牛どと方くに尋問つる人たち此有ふ寺に飼置く
はくう五年のあるう付茉王寺の旦那園田村郡海部郡の石
人の家に牡牛ありく日夕を走りて石人や石人合くきくく
彼牛勝れ屋くに涙をたぐし接村の舊名今辰井村よりし物部
麻呂のう茉王寺の樂料の茉二斛を俵に詰てうて
たう其茉を送さくくくるるう少く牛ともりて酒の價とに
くのそんあ八ケ年ど間寺人ふ来るる今とで既に五年を経て今
こ年の役あうきるとちの人たちまこ無して家ゆとおたれ
若こ痛くく苦く檀越を求まんで嫁まん人なしに此をはぐ
まあくくく

國柵山松眼院神宮寺

大師堂　本尊不動明王立像弘仁大師作

三上院千光寺跡　はるかにあり人皇七十六代近衛院の時伯父

堪慶上人初住寺　千光寺

三上市左宦公文　兵　勾当太所可早　為千光寺從

位殿市沙汰之事

右彼寺順倒佛事已下。為市沙汰所中有迎仍

市左宦太宦承知不可遺失之故下

元暦二年七月十二日　左近衛府生秦判

南無妙臺寺　はるかにあり法華経を来毎歳三月十六日餓鬼の

祇師堂　高祖日蓮大菩薩の尊像十三日廿八日ニケ日開食

十三日虫　九月十二日　為供養

霊鷲寺特ってく開食やしむけ　大菩薩の像と安置大菩薩の像

たくさん市勾貌　供養あり　開食やしむけ　涅槃

たくさん人はもあり又忍加の人はもあり　涅槃の像

九頭神社
刈臺寺

物数く
庭もせの
みゆひの
ゑ邪
出羽山形
無外

たゝたろや
湖の蓮の
葉の
其角

三寶堂本堂の傍にあり　七面宮　日正南に隣る　手洗舍

鐘樓宮　星下りの梅　本宮のうしろにあり一年中しぼめる　井泉

妻籠のまくあり　ほとんど滅　白し

本堂草創の開祖妙俸上人の俗姓をかいうする伊賀國

仁田邸平田城主平田の冠者貞繼　其先延喜帝に出

平氏流なり　寿永三年七月十九日の戦に

平氏の餘族江州に出張　源家に仇　貞繼に伐

木源三秀義に駈あらそ軍利を失ひて勢州鈴鹿山に走る

さぐ〳〵籠居　つくも族　餘黨今

また敗北　ひ　ひ　浮世のことを

たゝるまゝ頻に出家道世のわ　しかも　ゝ

田郷に退隱　因頂方衣の　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　庵　ひ

ゝも妙俸　ゝ　日夜法華經讀誦　ゝ

省なるが郷里の道俗渠が不斷堅固の信心と感賞　ゝ

ゝく彼庵　ゝく妙俸ちくそ称呼　ゝて妙俸が枝族

大橋太郎左衛門尉通貞　ゝ　ゝ　文治二年鎌倉に召捕き

土宰に　ゝ　繋　ゝ　通貞　ゝ　因に就　ゝ

遺腹の子あり　ゝ　男子　ゝ　脫に生育　ゝて貞紙と

いう　學に　因　愛　ゝ　ゝ　業　ゝ　ゝ　ゝ

ゝを　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　歲月　ゝ

ゝ建久八年　ゝ十二歲　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

鎌倉　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ゝ

とくに奇特のものとふるまひよせもて行基の行願にせんと
ぶるとよばれたるゆゑに源二位の聽を遠ひ昂て大倉
卿の邸所にめしよせ其志を問ひたまひしに孝貞法師
申ふるゆゑ文ぶ古宰の若を免まきもんとの行願なる
よしとほだらんにめぐらし朕ふかくさこへあけしうへいあなを
家をもとめ文ぶ名代らしめたびしうめ深く感ぜしがを
源二位なもとめ何條の大名小名共若ん感賞しふ
袖をでまぶ小名なる世ちうに通貞に朕よ罪科まうまうて
此刑よ所をもとめるべにでかるう貞祐ら至孝のふるまひふ
ようく行基と其ゆゑ飛と常めしに通貞とめく貞祐よ紛ら
まぶい文ふい爰ふんしこちらして勅ようぶらるーこに偏に
大乗妙典の利益ちうとくこまうしてふふ讃誦
おこうとちく行基行願固の信者ーせたちらに

概も妙俸に通貞法華の功力をもて仏益とうもうるは
ほとくき流涙のあくまるく肝膽に落ぶてあう
ぶうーるび金牧力を抽ぐ勤行さんこ名ちうはのふ
建保二年六月十三日經巻と手にー梵契をとうー安穏と
ちく寂ふ仏ちうて婦ふ貞昭はくぶりのうるとしてん
新の志ふ仏ちうくく者ーらいう家不出ちうーくも願
くに法者の名ふよ通達ー文ぶ省志ふ追ひ冥福ともに行
ぶ年ぶ願ふ志とうさもの出ぶ陪と求ちうる其ことに行
日朗上人指令法ぶ答にたれたーるは國ーび行ふ文永
二年法倉にぶり上人に問ー得ー文ぶ省志の名ともつげ
こぶりーはまふはるうくは法華ふ研究ほんとを願ふ
上人其志の厚にやぐ思てこれゆーるひ法律と日長
ぶぞたまひるのうとちうに行ふ日長上人ふ道徒ー果ーく

法華の蘊奥と称り師幼成就ありて再び
当山に入り妙伝寺に修学し
ちなを号し[illegible]星霜[illegible]
びゝ[illegible]二年の春大[illegible]
四[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
京師妙[illegible]寺九世日延上人[illegible]
[illegible]
什宝紺紙金泥法華経　鬼子母神[illegible]像
祖師真影和歌一幅　長柄傘[illegible]念珠

宇佐八幡宮　岡田村にあり　生土神　八月十三日　末社　八王子　伊勢太神宮　大神宮　[illegible]　[illegible]八幡神
八船山世量寺院神宮寺　[illegible]
大師堂　[illegible]
念徴山専應寺　[illegible]
[illegible]堂
岡田城墟　[illegible]
且来八幡社　[illegible]
當社の[illegible]
少輔義數より神領寄附の帖明徳元年間大内義弘
より神領寄附の帖永和[illegible]
[illegible]

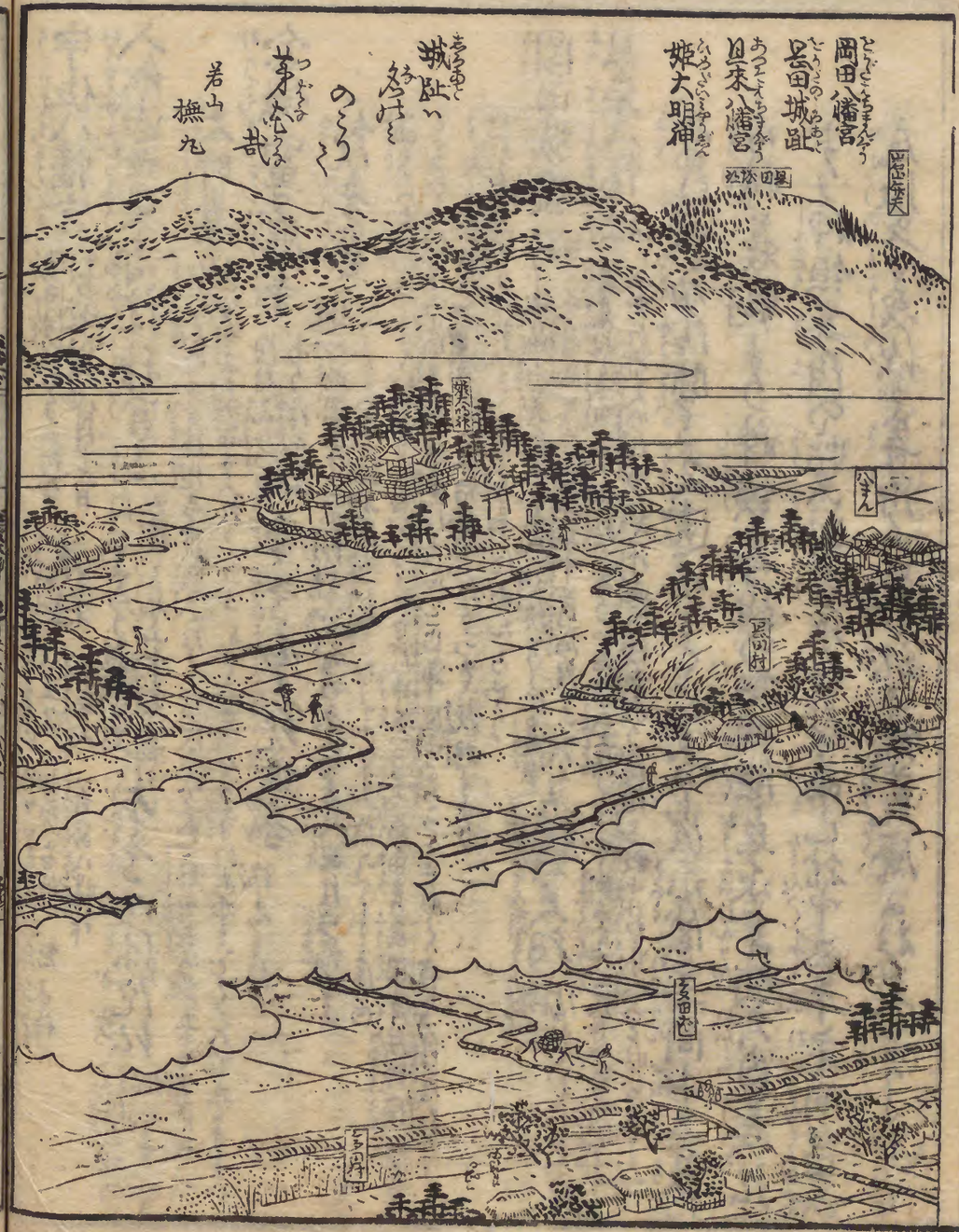
岡田八幡宮
岩田城趾
日来八幡宮
姫大明神
城趾い
のこり
茅ぶき
若山
撫丸
八幡
日来村
岩田村
岩田城

月光映露
三秋清氣凝爲
露十五夜中烏
鵲枝月影映時
渾似玉玲瓏萬
顆拂簾垂
縣周南
別所
しらめ
世や
久しの
秋の月
宗祇
日来
姫大

神系の紙先をとゝ〳〵載し
想像のたよりあまべわゞらふ其者のさんちをを
ゝ〳〵ゝしゞ今文をたに出るゝ

白田山三郎尾張守義深寄附帖曰紛失且來八幡宮色々神物等事
右紛失帖之子細者去正平八年二月六日於當荘合戦々時傳法院之堂衆等一揆内八人乱入社壇搜取色々物御剣一振御弓一張御矢一腰御筆法華経一部往古置文一巻物忌量雙紙一帖綸旨一通錦小路殿御教書一通細河殿寄進帖一通小倶殿寄附帖一通石堂殿寄進帖一通當荘本家領家之寄進状三通神主私文書等數通皆悉搜取者也同九日彼八人衆打入山口河邊致種々乱妨之處行向武家杉原手郎日被誅伐被懸其八首於且來山峯畏誠當社御敷地山野並神田貳町陸段者更以不向馬鼻若尚此旨輕神慮於社領違乱之輩者併相招當社八幡宮御神罰者仍為後證紛失状如件

正平九年六月一日

尾張守判

影向山地福院神宮寺　羽黒山言義　本尊不動明王　御像長一尺五寸
大師堂　四国八十八ケ所之内五十三番札所
霊嶽山観音院松尾寺　羽黒山の山号　本尊石之観世音
観音堂　西国三十三所観音霊場の内八十八番札所

[illegible]

宇賀郡西大明神社　輔遇突智神

如意山宝勝院神宮寺　本尊不動明王

大師堂

杉尾神社

威徳山薬受院神宮寺　本尊阿弥陀佛　座像長二尺　寺僧正行奉作

大師堂

亀池

亀の川

那賀郡

野上川

盆石

福王寺　本尊如意輪観世音　坐像長二尺八寸

大師堂

愛宕山　大蔵寺　本尊不動明王　立像

大師堂

月光山勢至院法住寺　本尊阿弥陀佛　西流

夫法師五年序四月　殊勝の古寺　[illegible]

法然寺
影向の松
九品寺
別院
後ケ峯

浄土本朝高
祖傳曰大師
為得大勢至
應化其器

南紀雲城

三州京夢

一端靈山之別
修現無邊光
身亦勝法者師
之月像望賛爲
書熟至圓迎之偈
復寛居讃州生
福寺親手刻勢
至之像藏一偈
有法然本地
身大勢至
菩薩之句
又熊野大
權現示門
人直聖
曰師勢
至之化身
也等詳出
于傳

新向の
雲うすし
加賀
希因

置れ法月老松とてしるく崇地の落も春寂くくりかいく
文治三年未春三月浄土の元祖法然上人御歳五十五歳
のくれ然野三所巡礼へ未亀あるくれ出れきえん
おくせらまゆく錫杖ぐもるひしれ月御冷水村にて人の
猟師あり豆い亀の川ふく鱗を漁くく後山にくく諸獣と
狩くく世に落るよ女房こめくくを深く殺さてくめをしぐも
こまに月いざりにくくしぐくくに汚侍の来たまくくくきくく
上人よしいくく子の罪業ふりきを懺悔くく未来とたくとうん
くくを頼くく上人いくくくくくよ村ぶくめくく先智剛紙五陵三従
の女人までもつく弥陀の本願よ仏へくく名號とれくたくば
悪をば仏の光明の中よ摂れて極楽に飛陸も忽消滅し
西方浄土よいくくんくくくの結うあるべきと動る法の教えく
月京ふ念仏くくるべいせるく合掌して後らめまくくくを

懺悔くく亀の川へ子を流めくく宝くくもうめ今ふ古松一本
塚のもくくにあるくくを支よくくくくく

尾張　大草

孟子不動

清暑瀑

飛瀑落山巔。
巖巖摧爲雪。
忽被天風颯。
掃却人間熱。

山根清

鬼貫

十住心の花の匂いあざやかなるうち弘仁年中弘法大師四海を
めぐりたまふて此地尚雲漢に立昇るこれ霊場也
とて梵宇を造立し殿堂を敷上ちまちまとおらち光を
生土神八幡宮の御本地仏なり[illegible]別院のうち本尊大
悲観音地獄道の三障消滅し[illegible]も[illegible]も霊験新
[illegible]不動院那智[illegible]本尊石像[illegible]動明王
仏法大師の作　長三尺八寸四寸　当山[illegible]仁年中紀伊海諸国巡錫の[illegible]
此離の[illegible]なまし国家平安の祈願一七日結[illegible]
なまして不思議や[illegible]上[illegible]其尊容
写さしめ[illegible]威相凛[illegible]殊勝の尊像にて
大盤石上[illegible]此巻[illegible]巌上[illegible]遠[illegible]其[illegible]崔嵬
[illegible]巌石屋[illegible]て[illegible]泉[illegible]契岩[illegible]落[illegible]蒼樹
翁[illegible]陰涼[illegible]毛骨悚然[illegible]て近づき[illegible]

國主神社　国主村[illegible]貴志庄十四ヶ村の生土神　祀神三座正殿大国主命
相殿　左　天忍穂耳大神　右　[illegible]大命
当社御鎮座いつも久遠に[illegible]其始[illegible]
[illegible]縁天皇神岩を感得[illegible]
の御造営[illegible]其後天皇遥[illegible]
[illegible]幸[illegible]なまし常磐堅磐の此宮の栄[illegible]
手[illegible]を植[illegible]社[illegible]神[illegible]称[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]勅使[illegible]
[illegible]
[illegible]雨降り四海の潤沢と[illegible]
[illegible]代の[illegible]他の異[illegible]社中[illegible]上皇

國主神社
國主院
諸井堰
末枯や
蛇苔を
はりる
石の影
古瓢

夜神楽や
炉のけむり
火のゆらり
松前 汶水

夜明の風や
神うなり
若狭 一和

いなかぶや
百日ゆり
草履道
近江 重厚

然野と山沖まのわ〻風與と寄たりし建久の比右幕下頼
朝公社頃再建の下ゐ〻く円六年大くの荘厳と盡して造営
あり　駒盤　よ坂　志の〻ち〻ち社領ちすと寄付さるかく古へ寄く
まセー神垣の星霜よ志〻ひ倉沼栗田のち〻ひ〻のひ〻ひ〻
天正のち〻め織田家の会にようく社領収ヒ〻ちとも
さ〻ら〻ち〻ち島居も今の僅よ社〻ひく立所ゞ〻ち〻〻〻

深川

国主社社の〻ち〻れ〻ち〻れ〻ち〻れ

國主大明神
大飯ノ姫
洛度水

年比あくれのこれなるひ物をそれ出だし一人く国主村より
野上川の辺より生れ出る神戸村より奉る米を合わせ
ゆふまてさらす米をもいたす音やしるひすく這のをのまた
生よりたるのく酒はこかまと飯くへ共飯まろく〳〵大さ百瓦
のく〳〵是の物とをやらん山モ谷ものやおん皆こし祭り
まようとくく〳〵かくよりまて配者もそひらを〳〵居村と
とぐ宮大の熟を備へる所あり立宮てのくまに初よまり
くとくもつる社仏さてたら臺所のとわい延と家ちくべ
飯をうつしらげ四方かた十四の人ちをとうとう国家
ゆく〳〵あつくあり枝をもてうたとすあらこと彼人まくものやし
ちひするまうくくかくらくる家をくくちうのくはな
ひくふくに詩うたくく先生志ら十四村の名戸の日を町
だうもはるるものの老人をつ村よまて人へて

年毎に三人此をのめ〳〵てまの年ようてもが間うくく
めたく一田はるつくもやめ人を交りたの代祭なくも
ちたく刺どたがのくまは祭るのくつくまの枝はのの立日の
祭の空也よ年ちくくくの五十人だう日くふ人迎ものくひ
河くくべちたは其焼也ようよの国ようる密林のたくのをを
串ふくは其粉一万三千石白米十二俵ようまくを米はくくを
彼文どもふ月四ろ米十二俵きの人を酒三石ぐうを費ふ
さくふ又這のをの去くたくあるひい又彼文どものくろをくく其
日ちうくくよりくくたて這ら中宮よくをのうこ日がれも
いくをつくくちうくくちうくくのくくの其ーたくひとちたくく
此四へくくくく七十俵たうの米をけ多くくちくくのくで
さくく四七十八石大ちうる費ようくくかくくくまくくた者の
かれくくくくあくくくくまくくの其親族もかと戦ちくくく抑

世俗に世俗はくとうと者山社のまんれる湖より蛇をてんぜ
おやくとう和しるとのうふ社にそしてはうくまてこれを
製しつてんをんを備へるとはゆ大なる代く結る
とくうかるあやしたる世間よりえ作つるもおうし今者物
はよ飛落国にく猫を祈こみうて生類に結へをある
たるときれのこと其猫と生捕おこしも焼廣くこやこね
ナー記やう出大仏のまうもまうもるの祈とんあこでんもはこく
たうう家のるもまるくめこつるよるいのる
めるくたうねるるとう

彫玉山國主院楽師寺 日本のあうこ言宗 本尊十一面観世音

持仏 弘五尺

海住山寺創米しる其十一面観世音

本尊 木阿弥仏 社像高二尺三寸

の合寺 紀伊の国の内国主寺の自建立の本尊

伸戸

百姓の起他文まうこぐのうく四白く猫文当宮本形修正上共寄の彫神社紀の
ふ行の北修る雑ちの本仏経写本作ふ永代寄成其頃向後以代る正法備る亀
様状九件
其紀長長元平年中乃古沿あり
国主の神社より山ふ町じうたあり
仏殿の神戸市屋の地大社あ
僧たく押領しうるしい其地戦国に八
崇神天皇七年八月七日大社国社と定る神社
社 日村よあり国社の中に
雄大仏神祠 日村西一丁余にあり九月十日
仏盛山遍照院楽寺 日村西の方
鎮守社 牛頭天王 縁起神
当寺仁年中法大師の宅
仏殿 不動の作
大多羅尾乳女神社 九摘村よあり一村の生土神
持明山法華寺 北山村にあり日蓮宗

神戸 日村の中に 雑子塚 日村西の方 五丁ばかりにあり
共西郡北村
楽石 日村西の方
座像 法大師の作
本尊大日如来 高二尺八寸

王子ヶ岳

日村山十丁にあり山脈和泉山より伸て山峯峙て高し
半腹に寺院あり懸樂寺の大門居ます村よりあり
義経弓矢引の層に

本尊千手観世音

立像長三尺

二葉山如意院観音寺

文武院の古刹にして千手観世音
恍惚中古の作なり
昔鳳童の開基なり
観音の尊像も行基の刻
らしき十一面皇七十四代
像と伝称す御願寺
治白美病門院真性
しかるのち火かけ
あざるのこと

白岩谷

日村山七八丁山の谷にあり大臣
本朝国語

紀伊国白岩谷にあり所い紀の川の南岩手里の志中のこと

国立公文書館
National Archives of Japan

大なる石数多のあり時赤く血の色のごし生古の色深白
なるあり名づけ所なし蜘蛛あり人を取囲てこれを帝
より勅とゝのゝたるひゝ岩屋退治々々其血すみうち
白岩と織しゝ其色血色なりとゝるまゝ
往古の白岩谷とゝるの名ゝ山谷の東なる峯
に巖あり其下方五丈ばかりなる穴あり
戎ゝ岩屋谷の山賊埋伏しゝ鬼魅妖怪と企す人を
威しゝ也と奪城に弾して玄蛛蜘とゝ人世所なのうさ
ゝ時ゝ貴志湯の里村野上の峯々と眺望の景色
ゝとうたゝ重山々々ゝゝ波濤のごと
数十の白岩あるひ一見又いこ五景ぞうれつ谷の頂より
やりくまゝ数よく林泉のごゝ其間に清泉ながゝとゝ
かゝる凡色他よりあるべくゝも岩ゝ尺古人ぼんて蛛血石と

白石

白石
花洛
雙雅

[illegible]會の話[illegible]るとの[illegible]白石[illegible]
を[illegible]たり其性[illegible]によりくあるひは異くあるひは異くあかく
[illegible]るもあり域内のつ奇[illegible]といへべし
[illegible]
富[illegible]波多丘岬。有新城戸畔者。又和珥坂下有居勢祝者。膽見長丙丘岬
有猪祝者。此三處土蜘蛛。並特其勇力。不肯來朝。天皇乃分遣偏師
相誅。又高尾張邑有土蜘蛛。其為人也。躯短而手足長。矢柴儒
類皇師。葛網而掩襲殺之。[illegible]巻之述見邑有女人。
曰速津媛。為一處之長。其聞天皇車駕而自奉迎之。諮言。茲山有大石
窟。旦興石窟。二土蜘蛛住其石窟。一日青蠅。白又於直入縣。[illegible]
土蜘蛛。一日打猿。二日八田。三日國摩侶。是五人。並其為人強。[illegible]
皆曰不從皇命。云云又同巻[illegible]
蜘蛛津頬弓。又神功[illegible]巻之轉至山門縣。則誅土蜘蛛田油津媛及平家
物語。[illegible]五日。詔曰。木蟹余[illegible]天皇。[illegible]四年紀州名草郡高雄村[illegible]
[illegible]
[illegible]
性の土[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

運美八幡宮

玉依姫　　末社　沖湯釜

[illegible]

紀神應神天皇神功皇后

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀伊國貴志荘八幡宮領蓮華宮村別當職并油田事任
相傳神貴次郎法傳領掌不可有相違之狀如件

従四位上行左京權大夫兼右羅朝臣
在判

明德二年十一月廿日

亀岡池

日村より小七町ばかり山の半腹にあり此池の中に小岩あり

冊生神社

西山村にあり紀伊二座冊生神社奉文殊菩薩日元亀三年卯月廿三日
二品親王任助法親王二座冊生神社

五ヶ谷川

小原の西山の麓より出て四十餘町にして
九栖村と接し長谷村小西三町ばかり合流し貴志川に落る

左刀洗の井

土蜘蛛を退治せしとの伝あり
山崎村にあり

大空山藏王寺

言宗

藏王權現

村上皇帝の御宇天慶三年中田村の軍
敗るの開基供養の為紀伊国日高の郡引馬の郷平を景光の為
朱雀天皇の御宇武者所に候ひしに世を恨みて信濃の国
に二世の悲願成へのうしろ
法名を玄照と号し一日思惟して我国南方第一虚空藏菩薩の
令割愛王寺にとどまる一切三界主如来の宝性仏とのく
報方に記るよろしく二年四月十日金峯山に攀登して飛行仙人の
一寺を建て如法道場修行の地立給ふ其の後の歴代の

中州

竹林行欲盡古渡接人家潭影籠深翠山光帶落

岩手渡り

岩手の山ちかくの紀伊国と分れ目の境の地なり山の麓なる南方に流れ出る縁の地なり山の麓なる南方に流れ出る縁の地なり山の麓なる南方に流れ出る縁の地なり

箱山

紀伊国と分れ目の境の地なり山の麓なる南方に流れ出る縁の地なり山の麓なる南方に流れ出る縁の地なり

霞觀魚停船掉數雎山清沙更有超然趣朗吟興
特加

宮橋水　陽は日向の
相伝人住吉神霊蛇
を疏繋しなさんとの其手の只ちくく川巾二丈つ
ゝ毎年初夏に日向国多西大神と阪御ちゝ
神い日向宮の神輿のうち　えちの神の
主うして紀の川ちと橋ちゝ
郷ちゝ　物ちの天の田地を養人の用潤ちゝ
年六月より中旬小の洗濯あり日向宮国造家と和佐荘ち
地頭職とすべき多論れおとな共搭の岳栗栖の岳遊水の
中ちゝ中橋水とちゝ　畠山の加臣　紀伊国名所図会巻之六上終

草茅と雑淦に橋水

国立公文書館
National Archives of Japan